

まちの“イマ”を伝える行政情報誌

よしか

広報



2023

4

No.385

吉岡町役場

Q 検索



今月の
表紙

ふわふわドーム (城山みはらし公園)

目次

ルールを守ってごみを出しましょう	P2
町の予算	P3~5
吉岡町ボランティアポイント事業	P6~7
町政ニュース	P8~16
図書館／健康・子育て	P17~19
スポーツの話題	P20
くらしの便利帳	P21
4月information	P22
HOTSHOT	P23
よしかスケジュールカレンダー	P24

※本紙に掲載されているイベントなどは新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴い中止となる場合があります。最新情報は町ホームページなどで確認してください。

ルールを守ってごみを出しましょう



ルールが守られていないごみは回収できません

ごみ出しルールの周知徹底・マナー向上、再資源化を推進するため、ルールが守られていないごみの取り残しを行っています。回収できないごみには、町職員、自治会役員、収集業者が注意シールを貼付します。

ごみ出しのルールについて、詳しくは4月上旬に配布された「ごみの分け方・出し方」または町のホームページを確認してください。

取り残しの対象となるもの（例）

●指定袋に入れず出されたごみ



(例) レジ袋やその他無地の袋など、町指定袋以外で出されているもの、袋に入りきらないもの

●分別されずに出されたごみ



(例) 燃えるごみの袋に缶やビンが入っているもの

●その他ごみステーションで回収できないごみ



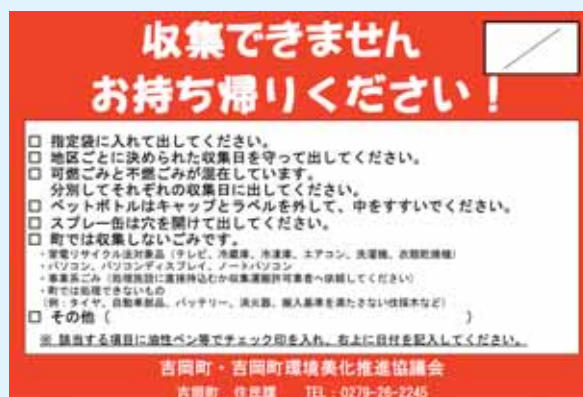
(例) 粗大ごみ、家電リサイクル法対象機器、タイヤ、自動車部品など

●事業活動で出されたごみ



ごみを取り残されていたら

- ごみを取り残されていた場合は、排出者が一度持ち帰ってください。
 - 違反内容を確認し、ルールを守ったうえで、改めて出してください。
 - 改善が見られない場合は、職員がごみを開封調査し、**排出者に対し、訪問・指導を行うことがあります。**
- ※交通、防災、衛生上などやむを得ない場合は、取り残しをせずに収集を行うことがあります。



▲こちらの注意シールを貼ります。

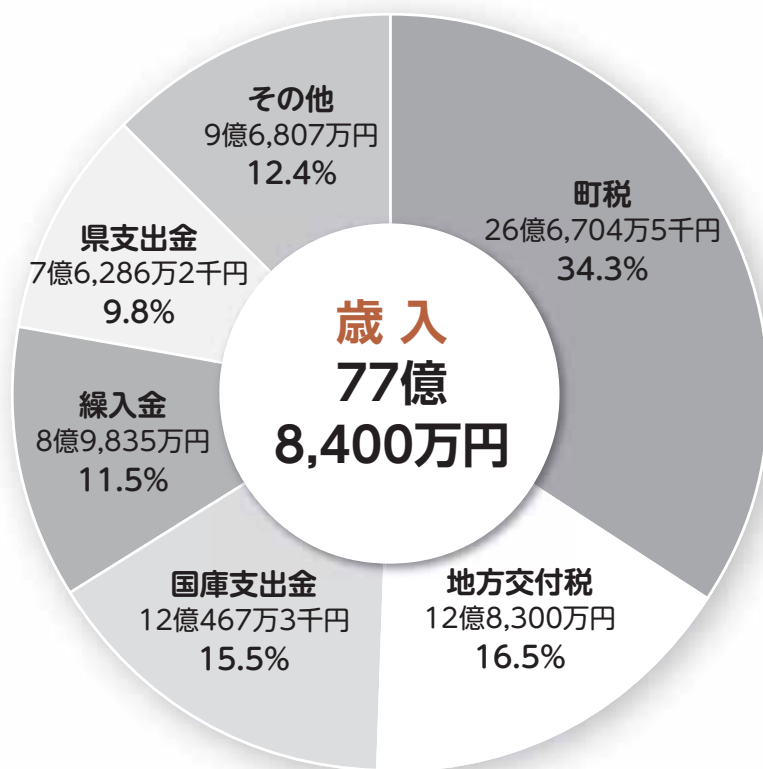
問い合わせ先 住民課 住民環境室 ☎26-2245 (直通)

令和5年度 吉岡町の

予算

令和5年度一般会計当初予算は、社会基盤整備やソフト事業の充実を図ることにより、誰もが住み続けたいと思うまちづくり、また未来へ繋げるまちづくりの実現を目指す予算としました。

問い合わせ先 企画財政課 財政室 ☎26-2236(直通)



歳入

町税

町民税、固定資産税、軽自動車税など

地方交付税

地方公共団体の収支不足や不均衡を是正するために国から交付されるお金

国庫支出金

特定の事業に対して国が支出するお金

繰入金

財源不足を補うために基金(町の貯金)から繰入れるお金

県支出金

特定の事業に対して県が支出するお金

その他

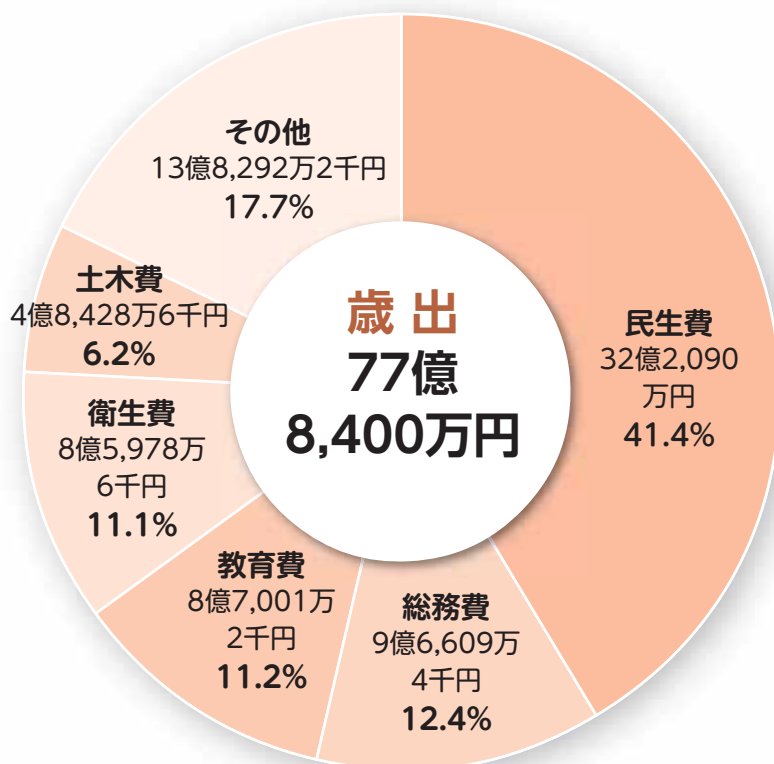
地方消費税交付金、町債(借入金)、地方譲与税など

自主財源(町税、繰入金など)

37億250万9千円 47.6%

依存財源(地方交付税、国・県支出金など)

40億8,149万1千円 52.4%



歳出

民生費

障害者福祉、児童福祉、高齢者福祉、福祉医療などに使われるお金

総務費

戸籍、交通安全、選挙、徴税、職員給与などに使われるお金

教育費

小・中学校の費用のほか、文化・体育施設の施設管理などに使われるお金

衛生費

検診、予防接種などの保健事業のほか、ごみ・し尿処理などに使われるお金

土木費

道路、橋りょう、公園などの整備・維持補修などに使われるお金

その他

公債費(借入金の返済)、消費税、農林水産業費など

一般会計および特別会計

会 計 名	当初予算額	前年度比(額)	前年度比(率)
一 般 会 計	77億8,400万 円	△3億1,200万 円	△3.9%
特別会計			
学校給食事業	1億3,887万7千円	1,069万3千円	8.3%
国民健康保険事業	19億3,957万8千円	1億1,059万2千円	6.0%
住宅新築資金等貸付事業※	0千円	△212万5千円	皆減
介護保険事業	14億9,924万7千円	307万4千円	0.2%
後期高齢者医療事業	2億4,463万4千円	925万3千円	3.9%
小 計	38億2,233万6千円	1億3,148万7千円	3.6%
合 計	116億 633万6千円	△1億8,051万3千円	△1.5%

※住宅新築資金等貸付事業特別会計は、令和4年度をもって廃止のため、令和5年度での予算計上はありません。

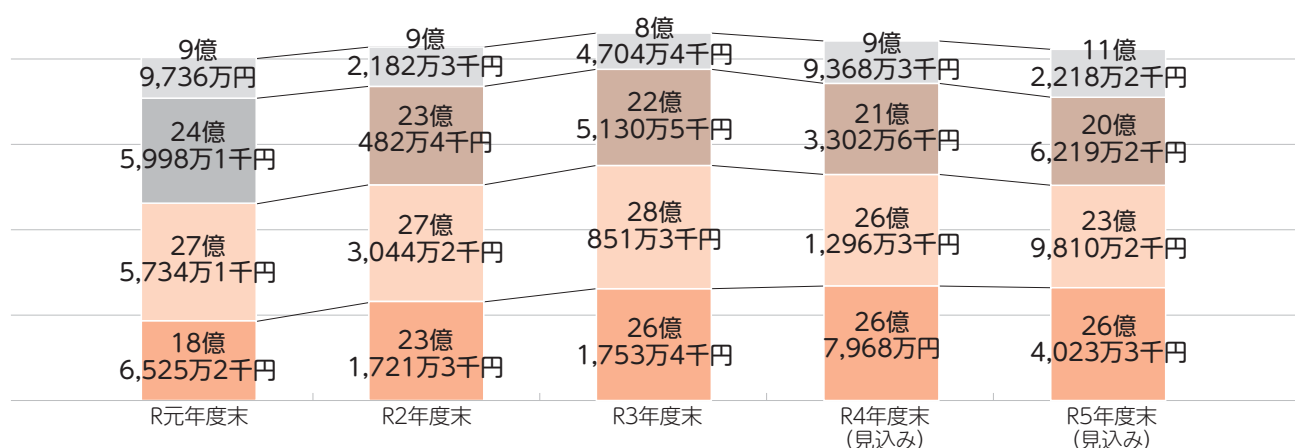
公 営 企 業 会 計

会 計 名	当初予算額	前年度比(額)	前年度比(率)
水道事業会計	8億5,703万2千円	2億7,541万6千円	47.4%
下水道事業会計	7億8,599万5千円	3,417万7千円	4.5%

町債（借入金）の元金残高

会 計 名	令和3年度末現在高	令和4年度末見込額	令和5年度末見込額
一般会計	54億2,604万7千円	52億9,264万3千円	50億3,833万5千円
水道事業会計	8億4,704万4千円	9億9,368万3千円	11億2,218万2千円
下水道事業会計	22億5,130万5千円	21億3,302万6千円	20億6,219万2千円
合 計	85億2,439万6千円	84億1,935万2千円	82億2,270万9千円

町債(借入金)の元金残高推移



■一般会計(事業債) 道路・建物の建設などの財源を目的とした借入金
 ■一般会計(臨時財政対策債) 国から交付される地方交付税が国の財政事情により満額交付されないため、不足分を補うために自治体で借り入れる借入金
 ■特別会計
 ■下水道事業会計
 ■水道事業会計

※特別会計の「R元年度末」の残高は、公共下水道事業および農業集落排水事業のみの残高となり、2つの事業は令和2年度に下水道事業に統一されたため、下水道事業会計におけるR2年度末以降の残高は、R元年度の特別会計と比較する形で表示してあります。

令和5年度に実施する主な事業

第6次吉岡町総合計画における6つの基本目標に基づき紹介します。

★は新規事業(令和4年度当初予算では計上の無かった事業)、カッコ書きの数字は予算額です。

紡ぐ1. すべての住民に優しい健康・福祉施策の充実

★ボランティアポイント事業(527万円)

地域ボランティアの確保と活動の支援のため、ボランティア活動に応じたポイントを付与しポイントに応じて景品や交付金として還元

医療費の無料化(2億3,768万4千円)

令和5年度から新たに、高校生世代までの年齢における子どもの通院費無償化を実施

保育所や認定こども園などへの給付や助成(11億5,082万4千円)

令和5年度から保育料の完全無償化を実施

予防接種(コロナワクチン接種以外)の実施(9,549万6千円)

令和5年度から带状疱疹ワクチン接種の助成を実施

★出産・子育て応援給付金事業(2,524万3千円)

妊婦・子育て世帯が安心して出産・子育てができるように、伴走型相談支援と出産・子育て応援給付金の支給を実施

★医療用ウィッグなど購入費の補助(45万円)

がんの治療に伴う外見の悩みを抱える人に、医療用ウィッグなどの購入費を補助

紡ぐ3. 次世代につなげる生活環境の充実

タクシー運賃などの助成(294万8千円)

高齢者および障害者の交通の利便性を向上させるため、運賃の一部を助成

住宅用太陽光発電システムの設置助成(500万円)

地球温暖化対策として、設置費用を助成することで、クリーンエネルギーの普及促進を図る

一般ごみの収集(5,234万9千円)

各家庭などから出される一般ごみを業者へ委託して収集

★天神東公園の整備(432万円)

漆原地区の天神東公園の利用者増加を図るために、令和5年度は施設整備の基本構想を策定

都市計画道路漆原総社線の新設(2,102万3千円)

交通混雑の緩和、物流の活性化のため、令和5年度は第1工区の用地測量と用地買収を実施

紡ぐ5. 緊急時対応への備えの充実

放課後児童見守りパトロール(294万2千円)

児童の帰宅時などの安全確保のため、シルバー人材センターへパトロールを委託

高校生などへの自転車ヘルメット購入補助(50万円)

着用の促進のため、ヘルメットの購入を補助

通学路の交通安全対策(3,910万円)

通学路合同点検によって判明した危険箇所について、道路改良工事などを実施し、令和5年度は主に明治小学校区の工事に着手

消防団の運営(1,383万2千円)

町民の生命・財産を守るために日夜活動する消防団員の活動を支援

紡ぐ2. 「学びのまち・吉岡」の推進

男女共同参画の推進(346万2千円)

男女共同参画に向けた取り組みを計画的に実施するために、令和5年度は次期基本計画を策定

★GIGAスクール運営支援センター委託(691万円)

「データを基にした新しい教育への変革」を円滑に行うため、情報セキュリティ対策や教育データの分析などを実施

★学校給食食材費高騰分の助成(1,100万円)

食材費の物価高騰分を助成することで、保護者負担を軽減

★明治小学校校庭の一部を芝生化(318万6千円)

北校舎と南校舎の間を芝生化し、教育環境を整備

駒寄小学校パソコン教室の改修(1,316万7千円)

普通教室の不足に備え、パソコン教室を普通教室に改修

中学校北校舎屋外階段の改修(5,703万5千円)

老朽化に伴う改修工事を実施することで、非常時の避難経路としての安全性を確保

友好都市北海道大樹町との子ども交流事業(499万円)

地域間交流により、子どもたちの自立性や協調性を高め、地域社会で積極的に活動できる子どもたちを育成

紡ぐ4. 地域産業の持続的発展支援

移住支援金事業(480万円)

東京圏から町への移住の促進と地域の活性化につながる人材確保のため、支援金を交付

農業振興事業(268万3千円)

次世代を担う就農希望者への支援や農地のマッチングなどを実施

小規模事業者の販路開拓などへの支援(300万円)

地域経済の活性化のため、小規模事業者に対して、広報事業や展示会などの出展経費の一部を助成

観光PR(254万円)

町の観光PRのため、町の観光ホームページやパンフレットの内容の充実、町村合同イベントなどを実施

紡ぐ6. 将来を見据えた行財政運営の推進

広報配布などの自治会委託(4,413万6千円)

住民サービスの充実や町政の円滑な運営のために、町広報や町の連絡文書の配布などを自治会に委託

自治会活動支援(978万6千円)

自治会活動全般や、集会施設の修理・維持管理費の一部を助成

ふるさと納税の推進(1,068万1千円)

寄付者の利便性や返礼品の充実を図るなど、寄付額増加を目指した強化充実策によりふるさと納税を推進し、自主財源を確保

吉岡町ボランティアポイント事業

参加ボランティア募集中!!



ボランティアポイント事業とは、住民有志によるボランティア団体などが町内で行うさまざまなボランティア活動に対して、町がポイントを付与し、貯まったポイントに応じた還元が受けられる事業です。

★ボランティアポイントの対象となる活動

- ・高齢者および障害者の手助けをする活動
- ・子どもを見守る活動
- ・子育てを支援する活動
- ・生活困窮者を支援する活動
- ・介護者を支援する活動
- ・環境および自然を守る活動
- ・地域の安全または伝統を守る活動
- ・災害にあった人たちの手助けをする活動

※ただし、有償ボランティアや個人で行うボランティアは対象になりません。

現在、団体に所属していない人も事業に参加できます。社協ボランティアに登録することで、ポイントの対象になるボランティアを紹介します。登録は町ボランティアセンターで随時受け付けています。

ステップ① まずは登録!



団体代表者の皆さまへ

団体登録をしてください。
申請方法については、町ホームページをご確認ください。

申請書は福祉室窓口に提出してください。

※団体として、事業に登録して活動の承認を受けなければポイントの付与を受けられません。忘れずに登録してください。

ボランティアポイントを受け取りたい人

下記の方法で個人登録をしてください（年齢に応じて登録方法が異なります）。ポイントを受け取るためには、「よしおかデジタルポイント会員」の登録が必要です。

成人ボランティア（令和5年4月1日時点で、満18歳以上の人）

登録方法 右記の二次元バーコードから、専用スマホアプリ「よしおかデジタルポイント」をダウンロードして直接登録するか、町ボランティアセンターに申請してポイントカードを受け取ってください。



Android



iPhone



子どもボランティア（4月1日時点で、満6歳～18歳未満の人）

登録方法 町ボランティアセンターに申請して、デジタルポイントおまもりを受け取ってください。（申請には保護者の同意が必要です。）

かばんなどにつけられる
お守り型のポイントカードです。



ステップ②

登録が完了したら、ボランティア活動をして
ポイントをもらいましょう！



★ポイントは、事業に登録した団体からの活動報告によりアプリまたはカードに自動的に付与されます。ポイントを受け取るために役場やボランティアセンターに行く必要はありません。

※団体からの報告後にポイントが付与されるため、ポイント付与までに時間がかかる場合があります。

★ボランティア活動1回につき100ポイントが付与されます。

★成人ボランティアは年間8,000ポイント、子どもボランティアは年間4,000ポイントまで貯めることができます。

ボーナスチャンス!!

事業開始キャンペーンとして、令和5年度に限り、初回のボランティア活動に対しては1,000ポイントが付与されます（1人1回のみ）。

ステップ③

ポイントを1年間貯めたら景品などと交換
しましょう！



ポイントは年度ごとに交付金に算定して支給されるか、景品と交換できます。
（ポイントを翌年度に繰り越すことはできません。）

ポイント数	景品等	申請または交換窓口
4,100ポイント以上	1ポイントにつき1円として交付金を支給 (対象者には町から通知を送ります)	介護福祉課福祉室
1,000ポイント以上、 4,000ポイント以下	ポイント分(1,000ポイント未満切捨て)の QUOカードと交換	町ボランティアセンター
1,000ポイント未満	ボランティア参加賞を進呈	

問い合わせ先

介護福祉課 福祉室 ☎26-2246 (直通)
町ボランティアセンター (吉岡町社会福祉協議会内) ☎54-3930

マイナポイントの申請期限は5月末まで

マイナポイントの申請期限が**5月末までに延長**になりました。
役場では特設窓口を設置してあります（開庁時間に限る。）。
ぜひご利用ください。

※マイナポイントを受け取ることができる人は、期限までにマイ
ナンバーカードを申請した人に限ります。

▶問い合わせ先 企画財政課 企画室 ☎26-2241(直通)



吉岡町長・吉岡町議会議員選挙

4月23日①は投票に行きましょう



乗合バスを利用しましょう

ICカード乗車券を使って乗合バスを利用した高齢者へ助成



▼投票日

期日 **4月23日①**

(告示日 4月18日①)

時間 午前7時～午後8時

▼期日前・不在者投票日

期間 4月19日②～22日③

時間 午前8時30分～午後8時

場所 コミュニティセン
ター和室(役場南)

※選挙期日に仕事や旅行、学
業、冠婚葬祭などの用務があ
るなど、一定の事由に該当す
ると見込まれる人は、期日前
投票を行うことができます。

※期日前投票は宣誓書の記入
が必要になります。宣誓書は、
入場券の裏面に印刷されてい
ます。あらかじめ記入して期
日前投票所にお持ちいただく
とスムーズに手続きできま
す。

▼投票できる人(満18歳以上)

平成17年4月24日以前に生ま
れた人で令和5年1月17日以
前に町の住民基本台帳に登録
され、引き続き3カ月以上住
所があり、選挙人名簿に登録
されている人

※投票日の前日までに町外へ転

出した人は、投票できません。

▼投票所入場券

4月中旬ごろ、世帯ごとに
郵送します。入場券を紛失し
た場合は、本人確認書類(運転
免許証など)を持参してくだ
さい。投票所で再発行がで
きます。

第6投票所が変更

次のように投票所を変更し
ました。ご注意ください。

変更前 上中町集落センター

変更後 大久保集落センター
(大久保1310-1)

※第6投票区の皆さまには、
入場券と共に変更後の投票所
の案内を同封します。ご確認
ください。

▼問い合わせ先

選挙管理委員会
☎26・2240(直通)



マイナンバーカード申請、 受け取りおよび証明発行 延長サービス

▶日時

4月17日④、
5月1日④、5月15日④

▶時間

～19:30

▶場所・問い合わせ先

マイナンバーカードの申請・
受け取りおよび諸証明書の発行

住民課 住民環境室
☎26-2244(直通)

マイナポイントの申請

企画財政課 企画室
☎26-2241(直通)



ICカード乗車券を使って乗合バスを利用した高齢者へ助成

▼対象者の全てに該当する人

①町に住所を有し、登録申請
時に年齢満65歳以上の人

②ICカード乗車券を使って
乗合バスを利用する人

▼助成内容

1,000円当たり200
円とし、助成を受ける年度当
たり8,000円を上限とし
ます。

※請求日(助成の決定を受け
た日の属する年度の2月末日
まで)に応じて、助成します。

▼登録申請に必要なもの

□登録申請書(企画室窓口で
受け取るか、町ホームページ

からダウンロードしてく
ださい。)

□登録申請者の本人確認書類
(マイナンバーカード、運転
免許証、健康保険証など)

□ICカード乗車券(Suica、
PASMO、nabieなど)

▼助成金請求に必要なもの

□助成金請求書(企画室窓
口で受け取るか、町ホーム
ページからダウンロードし
てください。)

□ICカード乗車券の意義
人、番号、利用履歴を確認で
きるもの

▼申請・問い合わせ先
企画財政課 企画室
☎26・2241(直通)

今月の納税

固定資産税……………1期

納期限 5月1日(日)

コンビニエンスストア、LINE Pay、PayPay
でも納付できます。また、便利で確実な
口座振替もご利用ください。

- 令和5年度をもって、第4期吉岡町障害者計画・第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画の計画期間が終了します。次期計画を策定するため、策定協議会を開催します。この協議会で、広く町民皆さまの意見を反映するために委員を募集します。
- ▼募集人員 2人
- ▼任期 委嘱の日より令和6年3月末(予定)
- ▼開催回数 年3回程度
- ※協議会の日程は、開催日の概ね1カ月前に通知します。
- ▼報酬 1回につき4,400円
- ▼対象次の全てに該当する人
- 地方公務員法第16条の規定に該当しない人
- 町に住所を有し、令和5年4月1日現在で20歳以上70歳未満の人
- 町の他の委員会の委員を3つ以上兼務していない人
- 当協議会の委員としてすでに構成委員を推薦している団体に所属していない人

吉岡町障害者計画等策定協議会

皆さまの意見を計画に反映します



申し込み・問い合わせ先
介護福祉課 福祉室
☎26・2246(直通)
✉fukushi@town.yoshioka.
gunma.jp

- ▼申し込み 申込書に必要事項を記入し、郵送・持参、FAXまたはメールで提出してください。
- ※申込書は福祉室窓口で受け取るか、町ホームページからダウンロードできます。
- ▼申込期限 5月1日(日)必着
- ▼選考方法 原則書類選考、必要に応じて面接を行います。
- ▼申し込み・問い合わせ先 介護福祉課 福祉室 ☎26・2246(直通) ✉fukushi@town.yoshioka.gunma.jp



トルコ・シリア地震救援金募金 ご協力をお願いします

2月6日に発生したトルコ共和国南東部を震源とする地震および余震について、救援活動を支援するため、日本赤十字社では救援金の募金箱を設置しています。温かいご支援、ご協力をお願いします。

- ▶募集期間 当面の間
- ▶設置場所 介護福祉課窓口

▶問い合わせ先
介護福祉課 福祉室
☎26-2246(直通)

忘れずに納付してください

令和5年度固定資産税

固定資産税は、毎年1月1日に土地、家屋、償却資産を所有している人が、町に納める税金です。

固定資産の所有者に、令和5年度分の納税通知書を4月中旬に発送します。忘れずに納付してください。納税には、スマホ決済アプリが利用できます。詳しくは、納税通知書をご覧ください。

▶問い合わせ先
税務会計課 税務室 ☎26-2238(直通)

ナンバーディスプレイなど

特殊詐欺対策電話機などの購入費を補助

- ▼対象 次の全てに該当する人またはその人の属する世帯の世帯員
- 申請日時点において町内に住所を有している65歳以上の
- 特殊詐欺対策電話機などの購入から1年以内であること
- 世帯員全員に町税などの滞納がないこと

- ▼補助金額 購入費の2分の1(100円未満切り捨て)で、上限5,000円
- ▼申請方法 購入した機器の領収書および保証書の写しを添付し、補助金の交付申請を行ってください。
- ▼問い合わせ先 総務課 協働安全室 ☎26・2243(直通)



安全で静かな道路に

電源立地地域対策交付金事業で舗装補修

発電用施設の立地地域・周辺地域である市町村への交付金を利用して、漆原地内の町道駒小・半田線(約210m)のアスファルト舗装を補修しました。これにより、ひび割れやわだちなどの路面損傷を改善することができました。

▼問い合わせ先

建設課 都市建設室
☎26・2278(直通)



▲舗装された漆原地内の町道駒小・半田線



ヘルメットを着用しましょう

高校生等自転車用ヘルメット購入補助

群馬県交通安全条例の改正により、令和3年4月から自転車乗車時のヘルメット着用が努力義務となりました。

自転車事故が多く、ヘルメット着用率の低い高校生世代に向けて、着用の促進を図るため、補助を実施しています。

▼対象

申請年度に満15歳～満18歳に達する中高生の保護者で、安全基準を満たすヘルメット(中古品を除く)を購入し、次の全てに該当する人

●申請日に中高生と保護者が町に住所を有していること

●ヘルメットの購入から1年以内であること

※補助金の交付は中高生1人に対し1回限りです。

▼ヘルメットの安全基準

- ・SGマーク
- ・JCFマーク
- ・CEマーク
- ・GSマーク
- ・CPSマーク
- ・その他町長が認めるもの

▼申請方法

ぐんま申請受付システムまたは協働安全室(②番窓口)で申請してください。



▲ぐんま電子申請受付システムはこちら

▼補助金額

ヘルメット購入価格の2分の1(100円未満切り捨て)で、上限2,000円。

▼申請に必要なもの

- 申請書
- 領収書など(購入日、商品名および購入額が記載されているもの)
- ヘルメット付属の保証書または取扱説明書
- 安全基準を満たしていることがわかる書類
- 通帳など(振込先がわかるもの)の写し

▼問い合わせ先

総務課 協働安全室
☎26・2243(直通)



工事開始前に業者へご相談ください 家庭用浄化槽設置補助金

浄化槽工コ補助金交付事業は令和5年度が最終年度です。

家庭用浄化槽(合併処理浄化槽)を設置する人に、浄化槽設置補助金を交付しています。単独処理浄化槽かくみ取り槽を合併処理浄化槽へ切り替える場合、町の補助金に加えて、県の浄化槽工コ補助金も受けられます。令和5年度分の補助金の申請期限は、いずれも**12月28日**です。

必ず工事を始める前に、工事業者へ相談してから申請してください。通常、工事業者が書類を揃えて町へ提出します。

▼対象 公共下水道区域および農業集落排水区域を除く全域(ただし、農業集落排水区域では、新規のつなぎ込みができない区域は対象となる場合もあります。)

▼補助金額 5人槽=17万4千円、7人槽=22万5千円、10人槽=29万8千円

※浄化槽工コ補助金を受ける場合は、上記に加えて10万円

▶問い合わせ先

上下水道課 下水道室 ☎26-2284(直通)

定例教育委員会の傍聴

- 日時 4月19日(※)9:00～
 - 場所 町文化センター2階研修室
 - 定員 先着8人
- ※当日直接会場へお越しください。

▼問い合わせ先

教育委員会事務局 教育総務室 ☎26-2285(直通)

補助の内容

同一名義の定期券購入費が

5,000～9,999円/月の場合、

↓
1,000円/月を補助

10,000円以上/月の場合、

↓
2,000円/月を補助



▲ぐんま電子
申請受付シス
テムはこちら

定期券を購入した日から使
用期限終了後2カ月以内に、
ぐんま電子申請受付システ
ムまたは企画室(4番窓口)で申
請してください。

▼申請方法

- 町税の滞納がない人
- 町に住所を有する人
- バスや鉄道の通学定期券を
購入して高等学校などに通
学する生徒などの保護者

▼対象次の全てに該当する人

高校生などの保護者の経済
的負担軽減と公共交通の利用
促進のため、バスや鉄道の定
期券購入費を補助します。

公共交通機関での通学を支援

バスや鉄道で通学する人へ

▼申請に必要なもの

- 購入した定期券の写し
- 在学を証明する書類の写し
(学生証、在学証明書などの
学校名、氏名などが確認で
きるもの)
- 通帳など(振込先がわかる
もの)の写し※初めての申
請または振込先を変更する
ときのみ

※窓口で申請する場合は申請
書の記入と申請者(保護者)の
本人確認書類が必要です。

▼注意事項

- 申請ごとに補助金を交付し
ます。初回申請後、年間を通
して自動的に交付されるも
のではありません。
- バスカード、回数券、現金、
スクールバス利用、中学生
や大学生が利用する定期券
の購入費は対象になりませ
ん。

▼申請・問い合わせ先

企画財政課 企画室
☎26・2241(直通)



愛犬のために

犬の登録と狂犬病予防注射

生後91日以上の子犬には、生
涯に一度の登録と、年に一度
の狂犬病予防注射が義務付け
られています。

登録・届け出

新たに犬を飼うときに犬の
登録が必要です。また、死亡や
住所異動などがあつたとき、
飼い主が変わったときには、
町へ届け出をしてください。
死亡・住所異動の手続きにつ
いては、ぐんま電子申請受付
システムでも届け出が可能で
す。

狂犬病予防注射

犬を登録していて注射を済
ませていない人に、狂犬病予
防注射のお知らせを送付しま

犬の登録と狂犬病予防注射を行います。
都合の良い会場へお越しください。

期日	会 場	時 間
4月16日(日)	児童館	9:00～ 9:30
	大久保集落センター	9:45～10:10
	三津屋田端公会堂	10:20～10:40
	駒寄住民センター	10:50～11:10
	町消防団二分団詰所	11:20～11:50
5月14日(日)	小倉集会所	9:00～ 9:30
	小井堤町コミュニティーセンター	9:40～10:00
	上野田集落センター	10:10～10:25
	町役場北駐車場	10:35～11:15
	木戸集落センター	11:25～11:40
	下八幡神社	11:50～12:05
	陣場公会堂	12:15～12:30
5月21日(日)	小倉集会所	9:00～ 9:20
	町役場北駐車場	9:30～10:10
	木戸集落センター	10:20～10:35
	大久保集落センター	10:50～11:05
	駒寄住民センター	11:15～11:30
	町消防団二分団詰所	11:40～11:50

※常に犬を押さえられるようにしてください。

注射・登録料金

注射のみ **3,500円**
[注射2,950円、
注射済票交付手数料550円]

注射+登録 **6,500円**
[注射のみの料金に加えて
登録手数料3,000円]



◀ぐんま電子申請
受付システムはこちら

▼届け出・問い合わせ先
住民課 住民環境室
☎26・2245(直通)

す。左記の会場で予防接種を
受ける場合は、お知らせを持
参してください。



届け出を忘れずに

国民健康保険(国保)

国保の加入・離脱には、異動があった日から14日以内に届け出が必要です。加入の届け出が遅れると、一度に多額の国保税の支払いが生じる場合があります。離脱の届け出が遅れると、納める必要の無い国保

税が課税され続けてしまう場合があります。忘れずに届け出をしてください。

▼問い合わせ先
住民課 保険室
☎ 26・2249(直通)



納税通知書をご確認ください

令和5年度国民健康保険税

国保税は前年の収入状況をもとに計算され、7月中旬に納税通知書などが発送されます。各期納期限内の納付をお願いします。

令和5年度の税率などについては、左記のとおりです。地方税法の改定に伴い、後期高齢者支援金分の賦課限度額および軽減判定所得が変更になりました。

▶届け出に必要なもの

☐マイナンバーが分かるもの ☐本人確認書類(運転免許証など)
※その他届け出に応じて必要なものがあります。詳しくは以下の表をご覧ください。

届け出が必要なとき		上記の他に届け出に必要なもの
加入	他の市町村から転入してきた/ 子どもが生まれた	
	職場の健康保険をやめたか、 扶養家族でなくなった	社会保険離脱証明書
	生活保護を受けなくなった	保護廃止決定通知書
	外国人住民で、住民票が作成された (在留期間が3カ月を超えるなど)	特別永住者証明書または在留カード(外国人登録証明書)、 パスポート
離脱	他の市区町村に転出する/ 死亡した	国民健康保険証
	職場の健康保険に入ったか、 扶養家族になった	国民健康保険証と 加入した職場の健康保険証(認定日が記入されたもの)
	生活保護を受けるようになった	国民健康保険証、保護開始決定通知書
その他	住所・世帯主・氏名などを変更した	国民健康保険証
	修学のため他の市区町村に転出し、 町の保険証が必要	国民健康保険証、在学証明書または学生証の写し

	医療保険分 (全ての被保険者)	後期高齢者支援金分 (全ての被保険者)	介護保険分 (40～64歳の被保険者)
所得割	世帯の加入者全員の 課税所得×6.7%	世帯の加入者全員の 課税所得×2.2%	世帯の加入者全員の 課税所得×1.6%
均等割	世帯の加入者数 ×27,400円	世帯の加入者数 ×8,400円	世帯の加入者数 ×6,700円
平等割	1世帯につき25,800円	1世帯につき9,200円	1世帯につき7,600円
賦課限度	変更なし65万円	改定前20万円 →改定後22万円	変更なし17万円

※課税所得＝前年の総所得金額－基礎控除額43万円
※未就学児は、均等割額が一部軽減されます。

軽減割合	世帯(世帯主、被保険者など)の総所得	
7割軽減	変更なし	43万円+10万円×(給与所得者などの数-1)以下
5割軽減	改定前	43万円+28万5千円×被保険者数+10万円× (給与所得者などの数-1)以下
	改定後	43万円+29万円×被保険者数+10万円× (給与所得者などの数-1)以下
2割軽減	改定前	43万円+52万円×被保険者数+10万円× (給与所得者などの数-1)以下
	改定後	43万円+53万5千円×被保険者数+10万円× (給与所得者などの数-1)以下

住民課 保険室
☎ 26・2249(直通)

▼問い合わせ先
各種申告・届出について
収入の申告をしていない人や、国保加入・離脱・解雇や倒産などの非自発的失業などの届出をしていない人は、必ず申告・届出をしてください。税額が変更になる場合があります。各種申告・届出に必要なものについては、町ホームページを確認してください。



新しい生活を始める時に！
情報の入手方法の確認を

よしおか ほっとメール

登録すると、スマホやパソコンに
防災・防犯情報や
くらしの情報などが
配信されます。

URL

<https://service.sugumail.com/yoshioka/>

URLを入力または二次元バーコード
を読み取ってください。

テレビリモコン

「d」ボタン

データ放送を通じて、気象情報や、
町が発信する防災情報などを見ること
ができます。

また、群馬テレビのデータ放送で
は、町からのお知らせなども掲載して
います。

問い合わせ先

総務課 協働安全室 ☎26-2243(直通)

登録はこちら



▼問い合わせ先
住民課 保険室
☎26・2249(直通)

前年の収入状況が確認でき
る6月に正式な保険料額が算
定され、7月中旬(年金天引に
ついては、仮徴収決定通知を
4月初旬、本徴収決定通知を
8月下旬)に発送予定です。

後期高齢者医療保険料は、
被保険者が等しく負担する
「均等割額」と、所得に応じて
決まる「所得割額」の合計額で
す。そのうち、「均等割額」が消
費者物価の伸びの見通しなど
を考慮し、5割および2割軽
減の対象世帯に係る所得判定
基準が改正されました。

令和5年度後期高齢者医療保険料の改正

軽減基準が改定されました

均等割の軽減基準

軽減割合	軽減該当条件 (均等割額の軽減は、同一世帯の被保険者と世帯主の総所得額で判定します。)	
	令和5年度	令和4年度
7割軽減	変更なし	[43万円+10万円×(年金・給与所得者の数 ※1-1)]以下
5割軽減	[43万円+10万円×(年金・給与所得者の数 ※1-1)]+29万×(世帯の被保険者数)以下	[43万円+10万円×(年金・給与所得者の数 ※1-1)]+28万5千円×(世帯の被保険者数)以下
2割軽減	[43万円+10万円×(年金・給与所得者の数 ※1-1)]以下+53万5千円×(世帯の被保険者数)以下	[43万円+10万円×(年金・給与所得者の数 ※1-1)]以下+52万円×(世帯の被保険者数)以下

※1 「10万円×(年金・給与所得者の数-1)」の部分は年金・給与所得者の数が2以上の場合のみ計算します。
年金・給与所得者の数は同一世帯の被保険者と世帯主のうち、以下のいずれかの条件を満たす人の数です。
・給与収入が55万円を超える人(給与収入のうち事業専従者給与を除く)
・前年の12月31日現在65歳未満かつ公的年金等収入額が60万円を超える人
・前年の12月31日現在65歳以上かつ公的年金等収入額が125万円を超える人



まちの鳥

チャイルドシート購入補助金

6歳未満の乳幼児を乗車させて運転する場合には、
チャイルドシートの着用が義務づけられています。町
では交通事故から子どもを守るためチャイルドシート
購入補助を実施しています。

▶対象

乳幼児を養育する親権者で、国土交通省の定める安
全基準に適合するチャイルドシート(中古品を除く)を
購入し、次の全てに該当する人

- 申請日に乳幼児と親権者が町に住所を有していること
- 購入日に乳幼児が6歳未満であること
- チャイルドシートの購入から1年以内であること
- 町税を滞納していないこと

※補助金の交付は乳幼児1人に対し1回限りです。

▶補助金額

チャイルドシート購入価格の2分の1(1,000円未満切
り捨て)で、上限8,000円

▶申請に必要なもの

- 申請書
- 領収書など(購入日および購入額が記載されているもの)
- チャイルドシート付属の品質保証書または取扱説明書
- 通帳など(振込先がわかるもの)の写し

▶問い合わせ先

総務課 協働安全室 ☎26-2243(直通)

▼申請に必要なもの
□申請書

●町税を滞納していない人
※申請回数は1人1回限り
▼補助金額 後付けの自動車
誤発進防止装置の購入および
設置に係る費用の2分の1
(100円未満切り捨て)で、
上限2万円

▼問い合わせ先
総務課 協働安全室
☎26・2243(直通)

- 運転免許証の写し
- 自動車検査証の写し
- 領収書など(購入日及び購入額が記載されているもの)
- 取扱説明書など(自動車誤発進防止装置の概要がわかるもの)
- 装着状況の分かる写真
- 補助対象者に町税の滞納がないことを証明するもの
- 通帳など(振込先がわかるもの)の写し

後付けの装置に限ります

自動車誤発進防止装置設置費補助金



まちの木

お出かけや通院にご利用ください

タクシー運賃を助成

通院や外出でタクシーを利用した際に支払う運賃などの一部を助成します。

▼対象 町に住所を有し、次のいずれかに該当する人

- ①年齢満70歳以上の人
- ②年齢満19歳以上で運転免許を持たない人
- ③身体障害者手帳1・2級、精神障害者手帳1・2級、療育手帳Aのいずれかの所持者

▼申請に必要なもの

- ☐ 申請書(町ホームページでもダウンロードできます)
- ☐ 申請者の本人確認書類
- ☐ 手帳(対象③に該当する場合)

※即日交付はできません。時間に余裕をもって申請してください。

▼助成内容

1枚500円相当の利用助成券を年間最大72枚交付
※申請日に応じて一括して交付します。

▼利用方法

タクシーに乗車した際の運賃の支払いに、助成券を利用できます。利用できる枚数は、1人で乗車した場合は2枚まで、利用券所有者が複数人で乗車した場合は1人につき1枚までです。

▼利用上の注意

●助成券の利用は、乗車地・目的地の両方またはいずれかが町内である場合に限りです。

●町と契約を締結したタクシー事業者のみで利用できます。

▼申請・問い合わせ先

企画財政課 企画室
☎26・2241(直通)



運転に不安を感じたことはありませんか？

高齢者運転免許証自主返納者支援事業

高齢者の交通事故の減少を目的とし、運転に不安をもつ高齢者の運転免許証の自主返納を支援するための事業を行っています。

▼対象(次の全てに該当する人)

- 申請日に町に住所を有している人
- 運転免許証返納時に満65歳以上であること
- これまでに当事業による助成を受けていない人
- 運転免許証を返納して1年以内の人
- ※免許証が失効した場合は対象になりません

返納支援金

5,000円を交付します。

▼申請に必要なもの

- ☐ 申請による運転免許の取り消し通知書
- ☐ 通帳など(振込先がわかるもの)の写し

運転経歴証明書交付手数料全額支援

運転経歴証明書の発行手数料相当額を交付します。

▼申請に必要なもの

- ☐ 申請による運転免許の取り消し通知書
- ☐ 運転経歴証明書の写し
- ☐ 通帳など(振込先がわかるもの)の写し

▼問い合わせ先

総務課 協働安全室
☎26・2243(直通)



新型コロナウイルスワクチン接種のお知らせ

令和5年度も引き続き接種を実施します。
最新情報は、町ホームページで随時更新しています。



▲町ホームページはこちら

▶問い合わせ先
健康子育て課 健康づくり室
☎54-7744(直通)



今月の手話

「桜」



両手掌を上下にたたき合わせながら回転し、たたき合わせながら上下の手の位置を入れ替えます。

お気軽にお越しください

障害福祉なんでも相談

▶内容

渋川広域障害福祉なんでも相談室の相談員が、障害に関する悩み・困りごとについて相談に応じます。

※4月から15:00開始に変更になりました。

手話通訳者設置事業

▶内容

聴覚、音声または言語機能に障害のある人が役場での手続きや相談などが円滑に行えるよう、手話通訳者を設置しています。

▶期日

毎月第2月曜日15:00～17:00

※祝日などで閉庁の場合は、翌開庁日に実施。広報よしおか裏面のスケジュールカレンダーに掲載しています。予約は不要です。

▶場所

役場2階第1会議室

▶問い合わせ先

介護福祉課 福祉室 ☎26-2246(直通)
FAX54-8681

消防団員 募集中!

消防団は、消火活動のみならず、自然災害時における活動など、地域で非常に重要な役割を担っています。そのほかにも、防災訓練や火災対応訓練への参加など、消防力・防災力の向上に大きな役割を果たしています。

消防団員は全国的に減少傾向にあり、町も例外ではありません。地域の安全・安心を守るため、消防団への入団をご検討ください。興味のある人はお気軽にお問い合わせください。

▼対象 18歳以上の町内在住者または在勤者

▶問い合わせ先
総務課 協働安全室
☎26-2243(直通)



月1で学ぶ! 消費者の賢コツ

保健機能食品って何?

健康志向の高まりから、「お腹の調子を整える」、「内臓脂肪の減少を助ける」といった表示が目につくことが多くなったのではないのでしょうか。

保健機能食品とは

一定の根拠をもとに法律によって機能を表示できる食品で、以下の3種類の総称です。

●栄養機能食品

科学的根拠が確認された栄養成分の機能が表示されている食品。

●特定保健用食品(トクホ)

国が審査を行ったうえで、機能が表示されている食品。

●機能性表示食品

事業者の責任で、機能が表示されている食品。

誇大な表現で法律違反になった事例もあります。医薬品とは異なり、疾病の治療や予防のために摂取するものではありません。過度な期待はせずバランスよく食事をとったうえで上手に活用しましょう。

●渋川市消費生活センター ☎22-2325

(月)～(金)午前9時～午後4時(※・年末年始を除く)

●群馬県消費生活センター ☎027-223-3001

●消費者ホットライン ☎188

町ホームページはこちら▶



利用時のポイント

- キャッチコピーよりも成分や機能性の内容を確認しましょう。
- 1日の摂取目安量を確認しましょう。必ずしも内容量と同じではありません。
- 摂取上の注意事項をよく確認しましょう。





農作物の生育に必要です

堆肥散布にご理解とご協力をお願いします



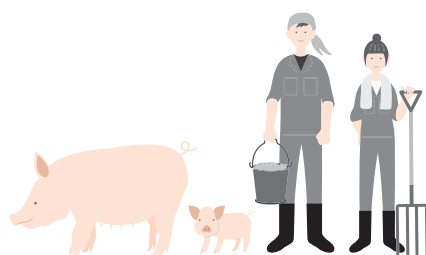
畜産農家は家畜排せつ物の野積み・素掘りなどは法律で禁止されています。また、適正な管理が義務づけられています。堆肥が野積み状態で放置された場合、悪臭やハエなどが発生し、近隣住民の迷惑になるだけでなく、環境への悪影響が生じる可能性もあります。耕種農家などにおいても、堆肥や家畜のふん尿は適正な管理をしましょう。

堆肥散布は農作物の健全な生育に重要な作業です。町民の皆さまにおかれましては、気象状況などによっては、散布された堆肥の臭いが住宅地

などに流れることがあります。ご理解とご協力をお願いします。

▼問い合わせ先

産業観光課 農業振興室
☎26・2281(直通)



吉岡町 パートナーシップ 宣誓制度

性的マイノリティーの人が、お互いを人生のパートナーと宣誓したことを証明する「吉岡町パートナーシップ宣誓制度」を導入しています。

また、令和5年1月4日から町でパートナーシップの宣誓を行った場合、県の「ぐんまパートナーシップ宣誓受領カード」を簡単に申し込みできるようになりました。

宣誓には事前相談、事前予約が必要です。制度の内容など詳しくは、町ホームページをご覧ください。

▶問い合わせ先
総務課 協働安全室
☎26-2243(直通)

種 類	納 期 限	
町県民税 (税務室 ☎26-2237)	1期	2023年 6 月30日(金)
	2期	2023年 8 月31日(金)
	3期	2023年10月 2 日(金)
	4期	2023年11月30日(金)
固定資産税 (税務室 ☎26-2237)	1期	2023年 5 月 1 日(金)
	2期	2023年 7 月31日(金)
	3期	2023年10月31日(金)
	4期	2023年12月25日(金)
軽自動車税(種別割)(税務室 ☎26-2237)	全期	2023年 5 月31日(金)
国民健康保険税 (保険室 ☎26-2249)	1期	2023年 7 月31日(金)
	2期	2023年 8 月31日(金)
	3期	2023年10月 2 日(金)
	4期	2023年10月31日(金)
	5期	2023年11月30日(金)
	6期	国保税は2023年12月25日(金) それ以外は2024年 1 月 4 日(金)
介護保険料 (介護高齢室 ☎26-2247)	7期	2024年 1 月31日(金)
	8期	2024年 2 月29日(金)
	9期	2024年 4 月 1 日(金)
	10期	2024年 4 月29日(金)
下水道受益者負担金 (下水道室 ☎26-2284)	1期	2023年 6 月30日(金)
	2期	2023年10月 2 日(金)
	3期	2023年12月25日(金)
	4期	2024年 2 月29日(金)
学校給食費(給食センター ☎54-3225) 上下水道使用料(水道室 ☎54-1118)	毎月末(土日の場合は翌月の開庁日) 12月分は2024年 1 月 4 日(金) ただし、8月の給食費の納入はなし	

令和5年度 町税・料金の納期限

令和5年度の町税や料金の納期限日は、左の表のとおりです。

役場の税務会計課(審査出納係)窓口や各金融機関で納付をしてください。コンビニエンスストア、LINE Pay(ラインペイ)、Pay Pay(ペイペイ)でも納付できます。(下水道受益者負担金、学校給食費を除く)

納め忘れがなく便利な口座振替もぜひご利用ください。口座振替の申請は、振替希望金融機関の窓口でできます。

●口座振替が可能な金融機関

- ・群馬銀行
- ・東和銀行
- ・ゆうちょ銀行
- ・利根郡信用金庫
- ・北群馬信用金庫
- ・しのめ信用金庫
- ・ぐんまみらい信用組合
- ・中央労働金庫
- ・北群渋川農業協同組合

休 4/3 月・10 月・17 月・
館 24 月・27 月
日 5/8 月～10 月

わらべの会の読み聞かせ
毎週土曜日 11:00～
パネルシアター
4/12 月・26 月 10:00～

図書館



(文化センター内) ☎54-6767

吉岡町図書館

検索 Click!

一般向け(図書)

📖 今日はいいい天気ですね。
(群ようこ/角川春樹事務所)

近所の花店でチューリップを買ってきたり、お腹周りが心配になってきたので遠回りして買い物に出かけたり…。キョウコはささやかな楽しみを見つけながら、月10万円の暮らしをのんびり続けます。「れんげ荘」シリーズ第7弾。TRCマークより

📖 見つけて食べて愉しむ
季節の薬用植物150種
(森昭彦/秀和システム)

収穫シーズンごとに、身近な薬用植物を150種収録。性質や利用例、見分け方などを写真や図とともに丁寧に解説する。ナズナとタンポポのナムル、フキのアヒージョ、ドクダミの葛餅など、薬用植物料理のレシピも掲載。TRCマークより

DVD 漁港の肉子ちゃん

CD ユーモア(back number)

児童向け(図書)

📖 エリザとさくらのものがたり
(小手鞠るい/少年写真新聞社)

明治時代にアメリカから日本を訪れたエリザは、日本のさくらに感動し、アメリカにもさくらを植えたいと考えます。そこには、平和を願う思いがありました。海を越えたさくらのものがたり。TRCマークより

📖 おにのしょうがっこう
(山田マチ/あかね書房)

ベニーとルリーは、ふたごの鬼の男の子。鬼の小学校で、立派な鬼になるために一生懸命、勉強しています。ある日、遠足で鬼ヶ島に行くと、人間がやってきて…。『毎日小学生新聞』連載をもとに単行本化。TRCマークより

読書感想画展

町内の小学生が描いた
絵を展示します。ぜひ
ご覧ください。

期日
4月28日(金)～
5月24日(水)

時間
9:00～18:00

場所
図書館入口前
展示ギャラリー



5月 保健センター健康ガイド

※やむを得ず日程が変更になる場合は、町ホームページなどでお知らせします。
あわせてご覧ください。なお、4月の予定は広報3月号11ページをご覧ください。

内 容	日 時	対 象 者	摘 要
1歳6カ月児健診	9日(木)受付13:00～	令和3年9月23日～ 11月15日生まれ	詳細は通知をご覧ください。
助産師相談会	11日(金) 9:00～12:00	妊婦・産婦	相談内容: 妊娠に関すること、授乳などで悩んでいること 相談員: 助産師 ☎健康づくり室に電話で事前予約をしてください。
3 歳 児 健 診	12日(金)受付13:00～	令和2年2月生まれ	詳細は通知をご覧ください。
土日開催 健康相談 母子手帳交付	13日(土)・28日(土) 10:00～11:30、13:00～15:00 ※13日(土)午前は遊びに利用 できません。	健康相談のある人	相談内容: 子育て・健康管理・その他健康に関すること 相談員: 保健師、管理栄養士
		妊婦	妊娠届出書を持参してください。
ハーフバースデー	16日(土) 9:30～11:30	令和4年10月～11月生まれ	内容: ベビーダンス・離乳食の話 ☎健康づくり室に電話で事前予約をしてください。
ことばの相談	16日(土) 14:00～16:00	子どものことばの面で アドバイスが欲しい人	相談内容: 子どものことばに関すること (発音・ことばの数が少ないなど) 相談員: 言語聴覚士 ☎健康づくり室に電話で事前予約をしてください。
子育て相談会	19日(金) 10:00～12:00 25日(木) 14:00～16:00	子育てに関して相談のある人	相談内容: 子どもの発達や子育てに関すること 相談員: 心理士 (または保健師) ☎健康づくり室に電話で事前予約をしてください。
10～11カ月児健診	23日(木)受付13:00～	令和4年6月1日～ 7月4日生まれ	詳細は通知をご覧ください。
運動発達の相談 (作業療法士)	24日(金) 13:30～16:30	子どもの運動発達の面で アドバイスが欲しい人	相談内容: 子どもの運動発達に関すること (いざり・ ハイハイしない・お座りができないなど) 相談員: 作業療法士 ☎健康づくり室に電話で事前予約をしてください。
母 乳 & 離 乳 食 相 談	25日(土)受付 9:30～	乳幼児と親または家族	持ち物: 母子手帳 相談員: 助産師・栄養士・保健師 相談内容: 授乳(乳房トラブル)、離乳食のことなど ☎健康づくり室に電話で事前予約をしてください。
3～4カ月児健診	30日(木)受付13:00～	令和5年1月生まれ	詳細は通知をご覧ください。

★育児・介護・医療でお困りの人は「よしおか健康 No.1 ダイアル 24」 ☎0120-026-103 へ! (年中無休・通話無料)
▶問い合わせ先 健康子育て課 健康づくり室 ☎54-7744 (直通)

令和5年4月から 保育料の完全無償化を実施

これまで国や県の制度に加え、町独自の制度により3歳以上の子どもおよび3歳未満の第2子以降について保育料が無償化されています。

現在、保育料については、3歳未満の第1子の住民税課税世帯のみの負担となっていますが、子育て世帯のさらなる支援のため、4月から保育料の完全無償化を実施します。

※園に支払う延長保育料や主食費、副食費についてはこれまでどおりご負担いただきます。

▶問い合わせ先 健康子育て課 子育て支援室 ☎26-2248(直通)



ハーフバースデー

ハーフバースデーをみんなで楽しくお祝いしましょう。ベビーダンスで親と子のスキンシップをとりながら、離乳食や育児の悩みなど同月齢のみんなで共有しませんか？

- 日時 5月16日㊤
9:30~11:30
- 場所 保健センター
- 内容 ベビーダンス、離乳食&育児相談、記念写真が撮れるフォトコーナー
- 対象者 令和4年10月~11月生まれの子とその親
- 定員 親子10組(定員になり次第終了となります。)
- 申込期間 4月18日㊤~5月2日㊤
(㊤・㊤・㊤を除く)
- 申し込み方法 電話または窓口でお申し込みください。

出産・子育て応援給付金

全ての妊婦・子育て家庭に寄り添い、継続的に相談に応じる「伴走型相談支援」と「経済的支援」を実施します。

伴走型相談支援

安心して出産・子育てができるよう妊娠中から出産後までの相談を受けます。面談、アンケートを実施し、出産・子育てギフトに繋がります。

経済的支援

対 象	
出産応援ギフト	子育て応援ギフト
医療機関で妊娠判定を受け、令和4年4月1日以降に妊娠届を提出した人	令和4年4月1日以降に生まれた子どもを養育する人
支給額	
出産応援ギフト	子育て応援ギフト
妊婦1人当たり5万円	子ども1人当たり5万円
※対象者には順次案内を発送しています。	

带状疱疹予防接種の一部助成について

令和5年4月から带状疱疹予防接種費用の一部助成を開始します。**予防接種前に申請が必要**です。必ず申請をしてください。

対 象

- 事前申請時および予防接種当日に町に住所を有し、満50歳以上の人
- 町税などの滞納がない人
- この制度の助成を町で初めて受ける人(不活化ワクチンは2回接種が原則のため、助成は2回まで受けることができます。)

対象医療機関

渋川広域圏管内で带状疱疹予防接種を実施している医療機関

※ワクチンの種類によって予診票や助成額が異なります。希望している病院がどのワクチンを使用しているか確認してから申請をしてください。

※詳しくは町ホームページを確認するか、お問い合わせください。

対象ワクチンと助成額

ワクチン種別	生ワクチン (ビケン)	不活化ワクチン (シングリックス)
接種回数	1回	2回(1回目から2カ月あけて2回目を接種)
接種費用 (参考)	7,000円~ 10,000円程度	1回当たり20,000円~ 25,000円程度
助成金額	1回当たり 4,000円	1回当たり10,000円

上記3つ共に

申し込み・問い合わせ先 健康子育て課 健康づくり室 ☎54-7744(直通)



9価子宮頸がんワクチンが 定期接種できるようになりました

子宮頸がんワクチンの定期接種は、これまで2価ワクチン(サーバリックス)と4価ワクチン(ガーダシル)が対象でしたが、令和5年4月から、9価ワクチン(シルガード9)も公費で接種可能になりました。

2価、4価ワクチンは合計3回、9価ワクチンは接種年齢、接種間隔により2回または3回接種となります。これまでに、2価または4価ワクチンを1回または2回接種した人は、原則として同じ種類のワクチンを接種することをすすめています。医師と相談の上、途中から9価ワクチンに変更し、残りの接種を完了することも可能です。

※2価または4価の子宮頸がんワクチンを接種した後に9価ワクチンを接種することに対する効果やリスクについての科学的知見は限定されています。

●対象

小学6年生～高校1年生の女性で、まだ子宮頸がんワクチンの接種を完了していない人

●費用 無料

●医療機関 県内の子宮頸がんワクチン実施機関

よしおか健康No.1プロジェクト



ポイントカードを配布します

「よしおか健康ポイント事業」は、健診や健康づくり活動などに参加するともらえるポイントサービスです。町内在住で18歳以上の人が対象です。4月から令和5年度のポイント事業が始まりました。新しいポイントカードは、保健センター、介護福祉課窓口、老人センターで配布しています。

健康事業に参加して10ポイント貯まると景品と交換できます。**ポイント達成賞の交換は年度ごとに1人1回までです。**

※ポイントの対象となる健康事業や景品の内容など、詳しくは町ホームページをご覧ください。ポイントカード配布場所にあるチラシをご確認ください。

●今後も広報よしおかや回覧チラシなどで順次新しい情報をお知らせします。

若年がん患者在宅療養支援事業

若年のがん患者の人が、住み慣れた自宅などで自分らしく過ごせるよう、在宅療養に必要な費用の一部を助成します。

対象(次の全てに該当する人)

- 町に住所を有する人
- 対象サービス利用時に40歳未満の人
- 他の公的支援制度を受けることができない人
- 末期がん患者(医師が一般的に認められている医学的知見に基づき、回復の見込みがない状態に至ったと判断した人)

対象サービスと利用料の上限額

対象サービス	0～19歳	20～39歳
訪問介護・訪問入浴介護	50,000円/月	80,000円/月
福祉用具貸与	小児慢性特定疾病 日常生活用具給付を利用	
福祉用具購入		50,000円
介護支援専門員による事業所の紹介・調整などに係る費用	10,000円/月	

※0～19歳で他の公的支援制度を受給していない場合は、20～39歳の欄のサービスを受給できます。

利用者負担

サービス利用料の1割

※1カ月の利用料が上限額を超えた場合には、超過額が全額利用者負担となります。

利用の流れ

1. 利用申請

次の書類を揃えて、利用申請をしてください。

- ☐ 吉岡町若年がん患者在宅療養支援事業利用申請書
- ☐ 医師の意見書

※主治医に記入を依頼してください。意見書の文書料は自己負担となります。具体的な料金は、各医療機関に確認してください。

2. 申請者へ利用決定(却下)を通知

申請内容を審査し、利用決定(却下)通知書を郵送します。

3. サービスの利用など

利用者がサービス提供事業者に依頼し、サービスの利用を開始します。利用後、事業者は利用料(上限額内)の1割をお支払いください。

4. 助成金の請求

サービス提供事業者が利用料の9割を町に請求します。

医療用ウィッグ等購入費補助事業

がん治療を受けている人の心理的および経済的負担を軽減し、療養生活の質の向上を支援するため、医療用ウィッグなどの購入費を補助します。

対象(次の全てに該当する人)

- 申請日の1年以上前から町に住所を有する人
- がん治療に伴う脱毛や手術などによる外見の変化に対する補整具が必要な人
- 町税の滞納がない人
- 他の法令などによる同種の補助などを受けていない人

補助の対象となる物品・補助金額

補助対象となるものは、補整具を購入した日の翌日から起算して1年以内のものです。※**令和5年4月1日以降に購入したもの**

補整具の種類	説明・物品の例	助成上限金額
医療用ウィッグなど	がん治療による頭部の脱毛をカバーする医療向けの物品 (例) 医療用ウィッグ、医療向け帽子	20,000円
エビテーゼ	がん治療により切除した体の一部を補うための物品 (例) 人工乳房、顔面の皮膚を補うもの	20,000円
胸部補整具	がん治療により切除した乳房を補整する物品 (例) パッド、ニップル、これらを固定する下着	10,000円

申請に関する注意事項

※1種類につき、1人1回申請できます。

※同じ種類の物品を再度申請することはできません。複数回購入した場合は、1回にまとめて申請してください。

※購入費が補助の上限金額に満たない場合は、購入金額の1,000円未満は切り捨てとなります。

申請方法

次の書類をそろえ、健康づくり室窓口で申請してください。

- ① 吉岡町医療用ウィッグ等購入費補助金交付申請書兼実績報告書
- ※健康づくり室窓口で受け取るか、町ホームページでダウンロードしてください。
- ② がん治療により、補整具が必要となったことがわかる書類(診療明細書、お薬手帳、治療計画書などの写し)
- ③ 購入した補整具の購入年月日、購入額がわかる書類(領収書の写し)
- ④ 購入した補整具の製造会社および製品名が記載された書類(品質証明書などの写し)
- ※③で④の内容が確認できる場合は省略可能
- ⑤ 対象者の本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証などの写し)
- ⑥ 通帳など(振込先がわかるもの)
- ⑦ 委任状の記載および代理人の本人確認書類
- ※代理人が申請する場合のみ

上記4つ共に

申し込み・問い合わせ先 健康子育て課 健康づくり室 ☎54-7744(直通)

教室のお知らせ

町民ソフトテニス初心者教室

期 5月7日～28日※毎週④計4回
時 午前9時30分～11時30分
場 町民テニスコート
対 テニス初心者
問 スポーツ協会ソフトテニス部長 後藤智紀
☎ 090・8596・2475

町民スカイクロス教室

期 5月8日⑨・29日⑩
時 午前10時～正午
場 緑地運動公園グラウンド
申 当日会場で申し込み
持 運動ができる服装、飲み物、帽子、タオルなど
問 スカイクロス愛好会事務局 大島トリ子
☎ 54・2719

町民弓道教室

期 5月27日～6月17日※毎週④・⑥・⑩計10回
時 午後7時30分～9時
場 町弓道場
対 小学生高学年以上の町内在住・在勤者(小学生は保護者の

大会のお知らせ

第53回町民バレーボール大会(自治会対抗)

期 5月14日⑩
時 午前8時30分開会式
場 社会体育館 吉中体育館
対 町内スポーツ協会有資格者(高校生以下は除く)
種 一般男子・一般女子(9人制)
代表者会議
期 4月28日⑨
時 午後7時
場 文化センター視聴覚室
問 各自自治会体育代表

第19回体験剣道教室

剣道を通して、礼儀・集中力・正しい姿勢・健康を身に着けましょう。
期 5月28日⑩
時 午前9時～正午
場 社会体育館剣道場
内 剣道の試合見学、体操、礼法、基本動作体験など
対 幼稚園・保育園～大人
費 無料
持 運動のできる服装、タオル
問 スポーツ協会剣道部長 小竹祥平
☎ 26・2917または
☎ 090・5417・2750

2023吉岡町チャレンジ・スカイクロス大会

期 5月31日⑩
時 午前9時30分受け付け開始10時開会
場 緑地運動公園グラウンド
対 スカイクロス愛好者(初心者可)
定 先着30人
費 無料
申 5月22日⑩までに電話で申し込み
持 運動ができる服装、飲み物、帽子、タオルなど

④教育委員会事務局スポーツ協会事務局
☎ 54・1161
スカイクロス愛好会事務局 大島トリ子
☎ 54・2719

チャレンジデー2023
～みんなで楽しく運動し、町を元気にしよう～
5月31日⑩は、チャレンジデーです。町やスポーツ協会各専門部、町協力団体、各自治会などによる運動プログラムを実施します。
気軽に参加できるプログラムもありますので、この機会に15分以上楽しく体を動かして健康づくりにつなげましょう。
当日のプログラムなどは、町ホームページでご確認ください。随時更新しています。
④教育委員会事務局 生涯学習室
☎ 54・1054(直通)
文化センター
☎ 54・1161



▲町ホームページはこちら



「広報よしおか」をスマートフォンへ配信します。

- スキマ時間に手軽に読める
- 最新号の配信をアプリでお知らせ
- スクロールでのページめくりや拡大・縮小がスムーズ

利用方法

1. 右の二次元バーコードから無料アプリ マチイロ をインストール
2. 「お住まいの地域」で「群馬県吉岡町」を設定

※アプリは無料ですが、通信料は利用者の負担となります。



▶問い合わせ先 企画財政課 企画室 ☎26-2241(直通)



第47回県民芸術祭協賛 第10回吉岡町美術作家作品展

町在住の美術家の作品展を開催します。ぜひご覧ください。

期 4月29日(祝)～5月7日(日)
時 午前9時～午後5時

※4月29日(祝)・13時～、
5月7日(日)・16時

場 文化センター2階展示ギャラリーおよび研修室

問 文化センター
54・1161(直通)

手話奉仕員養成講座受講生募集

入門課程

聴覚障害者への理解を深め、あいさつや自己紹介程度の会話ができる手話技術の習得を目指す講座です。

対 手話に関心があり、初めて学ぶ人。

期 5月9日(火)～10月17日(火)
(8月15日は休講 毎週火曜日
午前10時～正午(全23回))

場 町老人福祉センター(いこいの家八幡)

※19回以上受講した人には修了証を授与します。

基礎課程

特定の聴覚障害者との日常的な会話に必要な手話技術の

習得を目指す講座です。

対 「入門課程」を修了した人。
原則全日程を受講できる人。

期 5月10日(水)～11月8日(水)(8
月16日は休講) 毎週水曜日午後
1時30分～3時30分(全26回)

場 榛東村役場

※21回以上受講した人には修了証を授与します。

共通事項

対 原則全日程受講できる人
定 各20人(日程が変更になる
場合や希望者数により開催し
ない場合あり)

費 無料(テキスト代3,300
円は実費)

申 往復はがきに①希望する課
程(入門課程または基礎課程)

②住所 ③氏名(フリガナ) ④
年齢 ⑤電話番号(携帯、自宅)

⑥メールアドレス ⑦入門課程
を希望する人は手話経験の有
無、基礎課程を希望する人は

入門課程の修了年度と受講し
た市町村名 ⑧テキスト購入
希望の有無を記入し、郵送し
てください。

締 4月21日(金)必着

問 申 370・3604
吉岡町南1333-4

吉岡町社会福祉協議会

「手話奉仕員養成講座」担当者宛

54・3930

県営住宅5月定期募集

▼入居資格 現在住宅に困っている人

※世帯収入による制限あり
※連帯保証人不要、単身での
申し込み可能

▼申込用紙・募集案内

県住宅供給公社(前橋市紅雲
町)、県民センター(群馬県庁
2階)、県土木事務所、県保健
福祉事務所、町役場など

▼申込期間 5月1日(月)～15
日(月)

▼申し込み方法 所定の申込
用紙を県住宅供給公社へ郵送
またはメール

※入居者は公開抽選で選定し
ます。

※随時申し込みを受け付けて
いる団地もあります。詳しく
は募集案内をご覧ください。

問 県住宅供給公社
027・223・5811

FAX 027・223・9808

令和6年3月新規学校卒業 業予定者対象求人説明会

令和6年3月新規学校卒業
予定者(大学・短大・高専・専
修・高校・中学校)の採用を予
定している事業主の皆さんを

対象に、募集や選考のルール
などを理解するための説明会
を開催します。ぜひご参加く
ださい。

対象に、募集や選考のルール
などを理解するための説明会
を開催します。ぜひご参加く
ださい。

期 5月23日(日)
時 午後2時～(受け付けは午
後1時30分)

場 渋川市市民会館小ホール

問 ハローワーク渋川
22・2636

年次有給休暇を取得しやすい 環境づくりに取り組みましょう

新型コロナウイルス感染症
感染拡大対策として始まっ
た、新しい働き方・休み方のス
タイルを定着させ、これから
も続けていくためには、計画
的な業務運営や休暇の分散化
にも資する年次有給休暇の計
画的付与制度※1や、労働者
のさまざまな事情に応じた柔
軟な働き方・休み方に資する
時間単位の年次有給休暇※2
の活用が効果的です。

労使一体となって、年次有
給休暇を上手に活用するため
に、導入をご検討ください。

詳しくは、「年次有給休暇取
得促進特設サイト」をご覧
いただくか、群馬労働局雇用環
境・均等室までお問い合わせ

ください。

※1 年次有給休暇の付与日
数のうち、5日を除いた残り
の日数については、労使協定
を締結すれば、計画的に取得
日を割振ることができる制度
です。

※2 年次有給休暇の付与
は、原則1日単位ですが、労使
協定を締結すれば年5日の範
囲内で時間単位の取得が可能
となります。

問 群馬労働局雇用環境均等室
027・896・4739

年次有給休暇取得促進特設サイト
<https://work-holiday.mhlw.go.jp/kyuuka-sokushin/>





4月 Information

ごみの出し方

燃えないごみ 第1・第3水曜日(第5水曜日は休み)

カセットボンベ、スプレー缶などは必ず穴をあけて、燃えないごみへ出してください。割れビンも燃えないごみです。

分別ごみ 第2・第4水曜日

ペットボトルは、識別表示マーク1が付いているものが対象です。(※ペンなどで記入したもの、薬剤などを入れていたものは対象外です。)



粗大ごみ(回収は2カ月に一度)

5月10日⑧ 8:00～ 9:00 下八幡神社(南下)
10:30～11:30 上野原集会所(上野原)
5月24日⑧ 8:00～ 9:00 漆原文化センター(漆原西・東)
10:30～11:30 三津屋田端公会堂(大久保寺上)
粗大ごみシール 1枚15円

児童館 ☎20-5960

開館時間
月～金 10:00～17:00
土 10:00～15:00 日・祭日は休館

4月19日⑧	16:00～	みんなでつくろう!
22日⑧	10:00～15:00	リサイクルの日
24日⑧	16:00～	映画会(きまりのないくに・クマのミナクロと公平おじさん)

英語あそび 4月28日⑧ 10:30～

えくぼクラブ 4月17日⑧ ママシンガーズ 10:30～
18日⑧ リズムあそび 10:30～
25日⑧ こいのぼりの製作会 10:30～

人口

人口 22,390人(20) 男性 11,019人(9)
世帯数 8,784戸(16) 女性 11,371人(11)
令和5年3月1日現在()は前月比

相談会 予は予約が必要です。お問い合わせください。

障害福祉なんでも相談、

手話通訳者設置

⑧第2月曜(4/10、5/8)

⑧15:00～17:00

⑧役場第1会議室

⑧福祉室

☎26-2246

☎54-8681

人権・行政・無料法律相談

(法律相談のみ 予)

⑧第2木曜(4/13、5/11)

⑧13:30～15:30

(法律相談は～16:00)

⑧老人福祉センター

⑧福祉室

☎26-2246

⑧人事行政室

☎26-2240

⑧社会福祉協議会

☎54-3930

空き家等無料相談 予

⑧第4金曜(4/28)

⑧13:30～16:15

⑧役場第1会議室

⑧都市建設室

☎26-2278

無料法律相談 予

⑧第4木曜(4/27)

⑧19:00～

⑧隣保館

☎54-4692

こころの相談 予

⑧第1・3木曜(4/20)

⑧13:30～15:30

⑧浜川市保健センター

⑧精神科全般

⑧浜川保健福祉事務所

☎22-4166

休日当番医

(注意) ・内科・外科・小児科のいずれかの医師が順番で担当しています。すべての病気・ケガに対応できない場合があります。
・変更になっている場合がありますので、医院へ確認してからお出かけください。 ※歯科は診療時間が正午までです。

月	日	内 科		外 科	歯 科 ※
4	9 ⑧	石北医院 浜川市浜川 22-1378	入内島内科医院 浜川市半田 60-7322	浜川医療センター 浜川市白井 23-1010	K 歯科クリニック 浜川市金井 22-2331
	16 ⑧	大谷内科クリニック 浜川市中村 20-1881	痛みのクリニック長谷川医院 吉岡町大久保 30-5055	加藤整形外科医院 浜川市行幸田 20-1007	さいとう歯科医院 浜川市北牧 53-5454
	23 ⑧	斎藤内科外科クリニック 浜川市金井 22-1678	榎東わかばクリニック 榎東村山子田 20-5531	浜川医療センター 浜川市白井 23-1010	しまむら歯科医院 浜川市八木原 20-1182
	29 ⑧	中野医院 浜川市浜川 22-1219	駒寄こども診療所 吉岡町大久保 55-5252	井野整形外科リハビリ内科 吉岡町南下 30-5255	山川歯科医院 浜川市浜川 22-0260
	30 ⑧	奈良内科医院 浜川市浜川 25-1155	大井内科クリニック 吉岡町北下 30-5575	とまるクリニック 浜川市金井 26-7711	駒寄歯科クリニック 吉岡町大久保 30-5500
5	3 ⑧	本沢医院 浜川市石原 23-6411	岡本内科クリニック 吉岡町大久保 20-5353	北毛病院 浜川市有馬 24-1234	星野歯科クリニック 浜川市行幸田 22-0232
	4 ⑧	湯浅内科クリニック 浜川市浜川 20-1311	榎東さいとう医院 榎東村新井 54-1055	大滝クリニック 吉岡町大久保 30-5800	三剛歯科医院 浜川市伊香保町 72-3430
	5 ⑧	井口医院 浜川市金井 25-1100	青い鳥ファミリークリニック 浜川市行幸田 26-2681	あだち整形外科 浜川市金井 30-1170	たきざわ歯科医院 吉岡町大久保 55-6480

◎浜川地区消防本部救急病院等案内テレホンサービス ☎23-0099 ◎夜間急患診療所(19:00～22:00 年中無休) ☎23-8899

◎よしおか健康NO.1ダイヤル24 ☎0120-026-103 健康相談・医療相談など24時間年中無休・無料でお受けします。



HOT SHOT

スマートフォンの使い方教室（入門編）

1月19日、文化センターでスマートフォンの使い方教室（入門編）が開催されました。受講者は貸し出し用の同じ機種 of スマートフォンを使い、基本的なスマホの操作や、地図機能、メッセージ機能の使い方などを学びました。



砥柄 ハルさん（大久保） 100歳おめでとうございます

町と社会福祉協議会は、大正12年2月5日生まれの砥柄ハルさんに記念品などを贈りました。

子育てが落ち着いてから、踊りや陶芸を始め、作品づくりを楽しんでいたハルさん。今は計算ドリルをするのが楽しみで、休日は一日中問題を解いて過ごしています。

いつまでもお元気でいてください。

おひなさまづくり

2月13日、ひなまつりに向けて、児童館で飛び出すおひなさまづくりが行われました。先生やお母さんに手伝ってもらい、可愛い作品が出来上がりました。



中学校3年生に防犯啓発チラシを配布

2月14日、吉岡中の3年生に、町防犯委員会からインターネット利用に関する防犯意識を呼びかける「おぜのかみさま」チラシを寄贈しました。

おぜのかみさまとは…

- ・写真を**お**くらない
- ・ネットで知り合った人と**ぜ**ったい会わない
- ・個人情報**を**のせない
- ・悪口などを**か**きこまない
- ・有害サイトを**み**ない
- ・会話を**さ**がさない
- ・ルールを**ま**もる

の語呂合わせで、ネット犯罪などから子どもたちを守るための標語です。



4月～

よしおかスケジュールカレンダー



日	月	火	水	木	金	土
---	---	---	---	---	---	---

実施場所 町役場 保健センター 老人福祉センター 隣保館 文化センター

※保健センター事業の詳細については、広報3月号11ページをご覧ください

2	3	4	5	6	7 町令和5年度 ごみの分け方・ 出し方発行日 保 子育て相談会 広報4月号発行日 燃えるごみ(駒寄地区)	8
9 群馬県議会議員 選挙投票日	10 町障害福祉 なんでも相談、 手話通訳者設置 燃えるごみ(明治地区)	11 町定例農業委員会 保 ことばの相談 燃えるごみ(駒寄地区)	12 分別ごみ(全域)	13 老人権・行政・ 無料法律相談 燃えるごみ(明治地区)	14 保 3歳児健診 燃えるごみ(駒寄地区)	15 保 健康相談・ 母子手帳交付
16 狂犬病 予防集合注射	17 町マイナンバーカード申請 交付・証明発行延長 (住民環境室)19:30まで 燃えるごみ(明治地区)	18 保 10～11歳児健診 燃えるごみ(駒寄地区)	19 保 2歳児歯科健診 文 定例教育委員会 燃えないごみ(全域)	20 保 子育て相談会 燃えるごみ(明治地区)	21 燃えるごみ(駒寄地区)	22
23 吉岡町長・町議会 議員選挙投票日	24 燃えるごみ(明治地区)	25 保 1歳6カ月児健診 燃えるごみ(駒寄地区)	26 保 運動発達の相談 分別ごみ(全域)	27 保 母乳&離乳食相談 隣 無料法律相談 燃えるごみ(明治地区)	28 町空き家等無料相談 保 3～4カ月児健診 広報5月号発行日 燃えるごみ(駒寄地区)	29 昭和の日 文 第10回美術作家 作品展
30 保 健康相談・ 母子手帳交付	5/1 町マイナンバーカード申請 交付・証明発行延長 (住民環境室)19:30まで 固定資産税 第1期納期限 燃えるごみ(明治地区)	2 燃えるごみ(駒寄地区)	3 憲法記念日 燃えないごみ(全域)	4 みどりの日 燃えるごみ(明治地区)	5 こどもの日 燃えるごみ(駒寄地区)	6 第10回美術作家作品展 (～5/7)



内容が変更・中止になる場合があります。町ホームページなどで確認をしてお出かけください。



友好都市 たいきちょう 大樹町通信

真冬の感謝祭
2月5日、生涯学習センター前広場で農協・漁協・商工会・役場の各青年部が連携し、「真冬の感謝祭」が開催されました。
熱戦が繰り広げられた雪合戦や、雪の中からカプセルを探し出す宝探し、コントロールを競う雪玉ストラックアウトなど、冬ならではの雪上アトラクションが行われ、子どもたちは元気いっぱい楽しんでいました。

このコーナーでは友好都市大樹町の魅力を町民の皆さんに紹介します。

石田家の愛ドル (北下)



しゅんちゃん
R4.7.12生

父 つよしさん・母 夏季さん
駿ちゃん
8カ月

★メッセージ

しゅんくん、いつもみんなを笑顔にしてくれてありがとう!

★名前に込めた思い

みんなとなかよく優れた子になってほしい

【編集後記】

令和5年度幕開けです。草花たちも一気に色を取り戻し、新年度のスタートを祝福してくれています。私ごとではありますが、広報担当卒業となりました。広報制作で身につけたものを強みに、次へ進みます。ありがとうございました! (夢)